## 国民年金に関する各種証明書等の交付(再交付) 申請の電話による受付を始めました!

年金受給者のかたの各種証明書の交付(再交付)申請ついては、これまでの郵送または窓口受付に加え、電話でも申請できるようになりました。なお、お問合せ先は「ねんきんダイヤル(0570-07-1165)」または最寄の社会保険事務所の電話番号におかけください。

## 国民年金 [問合先] 岐阜南社会保険事務所 ☎273-6161

## ○対象となる各種証明書など

- ①準確定申告用源泉徴収票
- ②裁定通知書·支給額変更通知書(注1)
- ③給付証明書
- 4年別内訳書
- ⑤返納金納付書
- 6改定通知書
- ⑦源泉徴収票
- ⑧振込通知書

(注1) 発行から概ね3ヶ月以内の通知書が対象となります。

## ○交付(再交付)対象者の範囲

- ①電話による受付は、個人情報保護の観点から、ご本人が対象となっております。 なお、ご本人が直接申請することが困難なため、配偶者のかたが、申請を行う場合には、配偶 者であることを確認の上受付させていただきます。 この証明書などは、ご本人宛に郵送いたします。
- ②また、ご本人が亡くなられている場合の証明書などの交付(再交付)申請については、申請者が未支給請求者であることが確認できる場合に限り、受付させていただきます。この場合、証明書などは未支給請求者宛に郵送いたします。

なお、未支給請求者以外のかたで相続人のかたは、郵送または窓口で申請してください。

\*電話により申請されるときのお願い

電話による申請では申請者の確認のために、基礎年金番号、年金コード、氏名、生年月日、住所、支払金融機関名などをお尋ねいたしますので、あらかじめ年金証書などをご用意ください。



